

衆議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

法制審議会が1996年2月、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を答申してから四半世紀が過ぎました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われましたが、選択的夫婦別姓制度導入は法改正の見通しすらたっていません。

最高裁は2015年12月、結婚改姓による不利益を認めながら、民法750条の規定を合憲と判断し、法改正の議論は国会に委ねました。しかし、民法改正は最高裁判決から5年以上経っても、法改正に向けた議論はほとんど行われていません。

政府が2017年に行った「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を大幅に上回りました。また、報道機関や研究機関が行ったアンケート調査でも、選択的夫婦別姓制度に賛成が圧倒的多数を占めています。これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していましたが、大多数が賛成になった今、停滞させる理由はもはや成り立ちません。そもそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、解決を怠ることは許されません。国連女性差別撤廃委員会からも繰り返し法改正するよう勧告を受けています。さらに、多くの地方議会が、選択的夫婦別姓制度や議論を求める請願を採択するなど、全国で法改正を求める声は高まっています。

私たちは、選択的夫婦別姓制度が実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと。

氏 名	住 所

【取扱団体】 NPO 法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-6-22-304 ☎03-3568-3077

<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>

参議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

法制審議会が1996年2月、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を答申してから四半世紀が過ぎました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われましたが、選択的夫婦別姓制度導入は法改正の見通しすらたっていません。

最高裁は2015年12月、結婚改姓による不利益を認めながら、民法750条の規定を合憲と判断し、法改正の議論は国会に委ねました。しかし、民法改正は最高裁判決から5年以上経っても、法改正に向けた議論はほとんど行われていません。

政府が2017年に行った「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を大幅に上回りました。また、報道機関や研究機関が行ったアンケート調査でも、選択的夫婦別姓制度に賛成が圧倒的多数を占めています。これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していましたが、大多数が賛成になった今、停滞させる理由はもはや成り立ちません。そもそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、解決を怠ることは許されません。国連女性差別撤廃委員会からも繰り返し法改正するよう勧告を受けています。さらに、多くの地方議会が、選択的夫婦別姓制度や議論を求める請願を採択するなど、全国で法改正を求める声は高まっています。

私たちは、選択的夫婦別姓制度が実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと。

氏 名	住 所

【取扱団体】 NPO 法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-6-22-304 ☎03-3568-3077

<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>